

申請取下書

九州森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

○年○月○日付けの国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定による申請について、次のとおり取り下げます。

申請書記載の住所	
申請書記載の 氏名又は名称	
担当者の所属部署	
担当者氏名	
連絡先	

※ 個人の申込みの場合は、担当者の所属部署及び担当者氏名の記入は不要です。

九州1球磨川樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の
公募要項等に関する説明会及び現地説明会参加申込書

九州森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

令和3年10月19日付けで公表がありました九州1球磨川樹木採取区における樹木採取権
の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する説明会及び現地説明会について、参
加を申し込みます。

- ・参加を申し込む説明会（以下の□にチェックをつけてください。）
 - ☐ 公募要項等に関する説明会
 - ☐ 現地説明会

・連絡先

法人名及び 所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	電話番号（当日連絡用）	
	メールアドレス	

・参加者

所属部署・氏名①	
所属部署・氏名②	
所属部署・氏名③	

- ※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
- ※ 当日は、必要に応じて公募要項等を持参してください。また、撮影及び録音の可否につ
いては、各説明会の際の職員の指示に従ってください。なお、現地説明会は樹木採取区
の全域を案内するものではありません。
- ※ 説明会の対象者でないことが明らかな場合は、参加を認めない場合があるほか、職員の
指示に従わない場合等は説明会の途中で退出等いただく場合があります。

九州1球磨川樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の
公募要項等に関する質問書

九州森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

令和3年10月19日付けで公表がありました九州1球磨川樹木採取区における樹木採取権
の設定を受けることを希望する者の公募要項等について、以下のとおり質問を提出します。

・連絡先

法人名及び 所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

・質問

No	資料名	頁	該当箇所	質問
1				
2				
3				
4				
5				

- ※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
- ※ 質問欄の行が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ※ 資料順かつそれぞれの資料の記載順に記入してください。
- ※ 行の高さ以外の書式は、変更しないでください。
- ※ 公募要項等の公表後に改訂又は追加された資料に関する質問については、当該資料の改訂日等を資料名欄に記入してください。

九州1球磨川樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等
に関する資料貸与申請書

九州森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

令和3年10月19日付けで公表がありました九州1球磨川樹木採取区における樹木採取権
の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関して、同公募への申請を検討しており、
その検討に使用することを目的として、貸与資料の貸与について申請します。

法人名及び所属部署		
担当者氏名		
貸与を希望する資料		
貸与方法 (希望する方法にチ ェック)	☐ 公募担当部局において受領 ☐ 郵送 (資料送付先住所を記載してください)	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
※ 申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときは、速やかに当該資料を返却又は破棄し、貸与資料を破棄したときは、破棄義務の遵守に関する報告書を提出してください。

九州1球磨川樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等
に関する貸与資料の取扱いに関する誓約書

九州森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

貸与資料の取扱いについて、下記事項を遵守することを誓約します。

記

(定義)

第1条 本誓約書における用語の定義は、公募要項等の定めるところに従う。

(利用の目的)

第2条 本公募に係る検討以外の目的のために貸与資料及び当該資料に記載された情報を利用しない。

(秘密の保持)

第3条 貸与資料及び当該資料に記載された情報の取扱いについて、法令を遵守する。

2 貸与資料及び当該資料に記載された情報については、本公募に係る検討に関与する者以外に対し開示しない。この場合において、当該者に対しては、本誓約書と同様の義務を課す。

3 前項の規定にかかわらず、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示が義務づけられる場合は、当該情報を法令等の定めるところにより開示することができる。この場合においては、当該開示について事前に九州森林管理局長と協議する。

(印刷物等の破棄)

第4条 貸与資料の印刷物等（印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限らない。）は、申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときに、速やかに破棄する。

2 申請者は、前項の規定に基づき貸与資料の印刷物等を破棄したときは、九州森林管理局長に対し、破棄義務の遵守に関する報告書を提出することで、その旨を報告する。

様式F 破棄義務の遵守に関する報告書

九州1 球磨川樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等
に関する貸与資料の破棄義務の遵守に関する報告書

九州森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

令和3年〇月〇日付け九州1 球磨川樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する貸与資料の取扱いに関する誓約書第4条第2項に基づき、下記のとおり貸与資料の印刷物等の破棄を完了したことを報告します。

記

破棄した資料	
破棄日	
破棄の方法	

以上